

六角橋中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定（令和6年3月改定）

文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校および学校の教職員の責務（第8条）から、基本理念にのっとり、「いじめ」は絶対に許されない行為として、また、違法行為として本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察等の関係機関との連携を図ります。学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから本校のいじめ防止基本方針を策定します。

（1）いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（2）いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

管理職、生徒指導専任、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導部長、人権教育推進担当

※必要に応じて心理（スクールカウンセラー）や福祉（スクールソーシャルワーカー）等の専門家の参加を求めます。

※学級担任・学年職員や部活動顧問などの生徒に関わる職員も支援・対応に加わります。

※内容に応じて、児童相談所・警察・区役所等の関係機関に協力を求めます。

② 委員会の運営

毎月1回の定例会を開催する。いじめを認知した際は、直ちに臨時会を開催し、学校として組織的に対応方針を決定する。また、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進する。
- ・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒や保護者に周知する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録を行う。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有と事実関係の把握を行い、いじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・必要に応じて関係諸機関への支援の依頼を行う。

●取組の検証

- ・いじめ防止のための年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・校内研修を企画して、計画的に実施する。
- ・基本方針の点検と見直しを行う。

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・わかる授業づくり→魅力ある学校づくり（生徒が自己有用感を感じられる学校づくり）
- ・コミュニケーション能力の育成（子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用）
- ・生徒の主体的ないじめ防止活動への支援
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・教職員研修

②早期発見・早期対応

- ・生徒、保護者、地域、関係諸機関との信頼関係の構築と連携
- ・職員間の情報共有の推進
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施、定期的なアンケートの実施
- ・定期的な教育相談の実施（年3回）
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・YP アセスメントを活用し、現状の把握

③いじめに対する対処・措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- ・必要に応じて関係諸機関との連携

④いじめの解消（少なくとも次の2つの条件が満たされている状態）

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・本人と確認したことを保護者に連絡すること。

⑤教職員の研修

- ・生徒の心理や行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修をはじめ、年間計画に沿って研修を進めていく。

⑥学校運営協議会等の活用

- ・学校・家庭・地域連携事業実行委員会や運営協議会を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を、保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦取組の年間計画

月	指 導 内 容(生徒)	活 動 内 容(職員)	備 考
4	・六中ルールの理解 ・教育相談①	・いじめ防止対策委員会 (委員会の目的・方針・活動内容・年間計画の確認) ・職員研修	・生徒指導研修
5	・生徒会での話し合い ・いじめアンケート 記名式 ・YP アセスメント①	・小中連絡協議会 ・アンケート集約、結果分析	
6			
7	・夏休みに向けて ・横浜子ども会議への参加 (ブロック)	・学校家庭地域連絡協議会 ・学区巡検 ・支援検討会① (Y-P)	・保護者・地域へ報告 ・個人面談①
8	・教育相談② ・横浜子ども会議への参加 (神奈川区)	・祭礼パトロール (~10月) ・職員研修	
9		・地区懇談会	
10		・研修会 (Y-P)	
11	・YP アセスメント②		・共通理解研修
12	・いじめアンケート 無記名式	・アンケート集約、結果分析 ・いじめ解決一斉キャンペーン ・人権週間 ・支援検討会② (Y-P)	・個人面談②
1			
2	・教育相談③	・いじめ防止対策委員会 (年度末反省・来年度に向けて)	
3		・Y-P アセスメント振り返り及び引継ぎ	

※月1で定例会のいじめ防止対策委員会を開く

(4) 重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

②発生の報告

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。